

共通化対象（令和7年度決定分）に係る進捗報告の概要について

2026年2月4日
国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会ワーキングチーム（第9回）

共通化対象（令和7年度決定分）に係る進捗報告の結果及び方針

【共通化推進方針に基づく国及び自治体における取組に係る進め方】

- ・ 共通化推進方針に基づく国及び地方公共団体における取組については、制度所管府省庁から定期的に本連絡協議会に対し、進捗報告を行うこととし、本連絡協議会の判断により、当該府省庁や国側の推進体制に対して必要な措置を講じるよう依頼することができる。

（抜粋）国・地方デジタル共通基盤の整備・運用に関する基本方針（令和6年6月閣議決定）3（2）

- ・ 上記の規定を踏まえ、国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会及びワーキングチームにおいて、デジタル行財政改革会議事務局より、必要な措置の一環として、進捗報告後の進め方のイメージについて説明してきた。説明内容は、8ページに再掲した図のとおり、**共通化推進方針の見直しが必要な場合は、各制度所管府省庁において見直し案を作成し、国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会に対して協議することを依頼し**、協議の結果、同意が得られたものについては、見直した推進方針に基づき、国と地方が協力して取組を推進するというもの。

【進捗報告】

- ・ 各制度書所管府省庁に対し、令和7年6月2日に国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会が同意した共通化推進方針に基づく取組について進捗報告を依頼。
- ・ 照会期間：令和7年11月28日（金）～12月26日（金）※各府省庁からの報告後、本ワーキングチームメンバーと連携し、デジタル行財政改革会議事務局が追加照会を随時実施
- ・ 報告内容：令和7年12月末時点の取組状況、今後の予定、その他進捗報告を求める事項
- ・ 把握した進捗状況の概要：2～6ページのとおり

※共通化推進方針上、令和5年度第4四半期以前で完結している取組、令和9年度第1四半期以降に予定している取組については報告を求めていない。

【方針（案）】

- ・ 共通化推進方針に基づき、各制度所管府省庁と地方が協力して着実に取組を推進していることを確認した。また、**当初方針作成時点では明らかになつていなかつた取組の方向性や当初方針からの主な変更点（スケジュール等）についても把握**した。
- ・ 今回把握した内容は、国・地方の認識共有を図る観点から、後日、**自治体に対しても適切に情報共有**を行う。
- ・ 今回の進捗報告により把握した取組の方向性や変更点は、いずれも情報共有を図ることで国と地方の協力の妨げとなる事態には直結しないと考えられることから、**現段階で共通化推進方針そのものの見直しを求める必要性は低いのではないか**。ただし、その後の検討を経て一部取組にスケジュールの後ろ倒しが確認されたことから、各制度所管府省庁には、今後想定される論点の早期整理や必要な調整作業の前倒しなど、可能な限り速やかに取り組むよう求めることとしたい。
- ・ その上で、共通化推進方針に基づく取組開始から半年しか経過しておらず、各取組は依然として初期段階であることから、**今後、一定の進捗を確認した段階で、再度見直しの必要性の有無について検討することとしてはどうか**。

把握した進捗状況の概要

共通化対象		令和7年度の取組（予定含む）	令和8年度以降の取組予定
①	入札参加資格審査システム <総務省自治行政局行政課>	<ul style="list-style-type: none"> ・検討会にて、令和6年度に実施した「物品・役務等」の検討に続き、「建設工事等」を対象として、申請項目・必要書類・申請方法等の共通化や共通システムの整備の方向性について、自治体への調査・意見照会を行いながら検討。 ・情報連携可能な外部システムについて、事業者との意見交換も併せて実施。 ・これらの検討等を踏まえ、物品役務等および建設工事等の双方を対象とした共通システムの方向性について、報告書を取りまとめる予定。 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和8年度は、共通システムの整備・運用の主体や経費負担、機能、自治体の個別システムとの接続方法その他課題、費用対効果の精査等について、更なる具体的な検討を行う。 ・共通化推進方針において令和7年度中の実施を予定していた「令和8年度以降の工程表」については、検討会においてイメージ段階の内容を提示しているものの、作成時期を見直し、令和8年度に作成する。
②-1	環境法令に係る申請・届出システム <環境省水・大気環境局環境管理課、デジタル庁国民向けサービスグループ>	<p>(1) グループAの手続き</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自治体ごとの様式の分析、共通様式案の導出、自治体へのヒアリングや実証実験、e-Gov実装に向けた要件定義等を実施。 ・要件定義に基づき、e-Gov実装に係る手続き、画面等の設計・開発等に着手する予定。 	<p>(1) グループAの手続き</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和8年度は、設計・開発を進めた上で、テストの実施や自治体向けの説明会等を行い、その後、自治体による試運転を実施。 ・令和9年度のe-Govにおける運用開始を目指す。 ・共通化推進方針において令和8年度下半期に実施予定としていた「試運転を踏まえた機能改善・届出様式の見直し」については、スケジュールを見直し、令和9年度の運用開始以降の開発・改修の中で検討する。
		<p>(2) グループBの手続き</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和7年度に、現状の課題整理や自治体ごとの様式の分析など、調査・検討に着手。 	<p>(2) グループBの手続き</p> <ul style="list-style-type: none"> ・グループAの調査・検討結果も踏まえつつ、令和8年度は、調査・検討を進める。 ・共通化推進方針においてスケジュールが具体化されていなかったe-Gov実装に向けた「令和9年度の手続き、画面等の設計・開発を目指す」。
		<p>(3) グループCの手続き</p> <p>—</p>	<p>(3) グループCの手続き</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和8年度以降に調査・検討に着手する予定。
②-2	環境法令に係る申請・届出システム <環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課、デジタル庁国民向けサービスグループ>	<ul style="list-style-type: none"> ・検討会にて、産業廃棄物処理業等に係る変更届出を所掌する全自治体へのアンケート調査により、現状業務の把握を実施。これらの結果を基に、e-Govを前提とした共通化のあるべき姿（TO-BE像）を具体的に構想するとともに、プロトタイプを用いた自治体による実証実験や、添付資料の省略を目的とした外部連携の検討を実施。 ・これらの検討結果を踏まえ、e-Gov標準機能とのFIT & GAP分析を通じて必要となる機能・非機能要件を整理し、要件定義書としてとりまとめ。 	<ul style="list-style-type: none"> ・複数宛先への一括提出機能の新規開発をはじめとする残課題に対応するための機能については、令和8年度に開発する予定はないものの、現時点で実装可能な画面等の設計・開発は令和8年度に実施する。 ・このため、共通化推進方針において令和9年度の実施を予定していた「電子化された変更届出の運用・保守」については、e-Govの機能拡張に歩調を合わせ引き続き検討を継続する。

※共通化推進方針作成時点（令和7年3月）では明らかになつていなかつた取組の方向性や当初方針からの主な変更点（スケジュール等）については赤字で記載。

※事務局による進捗報告内容の要約資料であり、正確な進捗状況の確認には、各制度所管府省庁作成の元の進捗報告（資料1-2）の参照が必要。

把握した進捗状況の概要

共通化対象	令和7年度の取組（予定含む）	令和8年度以降の取組予定
③ 建築確認電子申請システム等 <国土交通省住宅局建築指導課>	<p>(1) 建築確認 ・建築確認の申請、確認済証の受領及び消防同意の機能を具備した「建築確認電子申請受付システム」の供用を開始。 ・BIM図面審査、BIMデータ審査の機能拡張等の仕様の検討及び開発を実施。</p> <p>(2) 完了・中間検査、構造適判・省エネ適判 ・機能拡張等の仕様の検討及び開発を実施。</p> <p>(3) 建築計画概要書等の閲覧請求 ・オンライン化に必要となる制度的措置について検討し、特定行政庁への意見照会を踏まえて省令等の改正案を作成。令和8年春を目標に、当該改正省令等を公布。</p> <p>(4) その他の建築基準法に基づく行政手続 ・オンライン化に必要となる制度的措置について検討し、特定行政庁への意見照会を踏まえて省令等の改正案を作成。令和8年春を目標に、当該改正省令等を公布。</p> <p>(5) 関連する他法令に基づく手続き ・特定行政庁のオンライン化のニーズ把握に着手。</p>	<p>(1) 建築確認 ・検討・開発を継続。 ・BIM図面審査は令和8年度に、BIMデータ審査は令和11年度に供用開始。</p> <p>(2) 完了・中間検査、構造適判・省エネ適判 ・令和8年度に供用開始。</p> <p>(3) 建築計画概要書等の閲覧請求 ・建築確認電子申請受付システムや特定行政庁が導入している台帳システムとの連携を前提に、「概要情報閲覧システム」を開発予定。その際、併せて営利目的の閲覧への対応の必要性について検討する。 ・共通化推進方針において令和9年4月を目標としていた供用開始時期については、特定行政庁の対応等に必要な準備期間を確保する観点からスケジュールを見直し、令和10年4月供用開始を目指す。それまでの間、特定行政庁は体制整備を推進。</p> <p>(4) その他の建築基準法に基づく行政手続 ・令和9年4月を供用開始時期の目標に、「建築確認電子申請受付システム」の機能拡張に向けた取組を進める。</p> <p>(5) 関連する他法令に基づく手続き ・建築基準法に基づく手続きへの対応が一定程度完了した段階で検討を開始。</p>
④ 預貯金照会のオンライン化の拡大 <デジタル庁戦略・組織グループ（警察庁、金融庁、総務省、法務省、財務省、厚生労働省）>	<p>・自治体30団体と金融機関等20団体を対象にヒアリングを実施し、現状等の調査を実施。</p> <p>・自治体に対し、調査結果を踏まえて作成したリーフレット等を提供し、業務のデジタル化・BPRの検討を促す予定。また、金融機関等には、金融機関向けリーフレット等を用いて、システム導入状況等の情報提供を行う予定。</p> <p>・さらに、地方自治体からのサービス機能改善を求める意見をもとに、サービスベンダーとの対話を実施する予定。</p>	<p>・令和8年度以降については、追加で提供すべき情報の内容を精査した上で、対応を検討する予定。また、対応内容については、関係省庁等に共有するとともに、進捗状況の確認を行う。</p> <p>・当該サービス等の利用については、まず税・生活保護・国民健康保険の3分野における利用促進の進捗を踏まえた上で、これら3分野に該当しないその他の業務への適用の必要性について検討を進める。</p>

※共通化推進方針作成時点（令和7年3月）では明らかになっていた取組の方向性や当初方針からの主な変更点（スケジュール等）については赤字で記載。

※事務局による進捗報告内容の要約資料であり、正確な進捗状況の確認には、各制度所管府省庁作成の元の進捗報告（資料1-2）の参照が必要。

把握した進捗状況の概要

	共通化対象	令和7年度の取組（予定含む）	令和8年度以降の取組予定
⑤	選挙結果に関する調査・報告システム <総務省自治行政局選挙部管理課>	・令和7年参議院議員通常選挙において「投・開票速報オンラインシステム」を運用。	・今後、本システムの運用にあたって、安定的な稼働を第一優先としつつ、 本システムの将来的な地方選挙への活用について、中長期的な課題として検討を行う予定。
⑥	ふるさと納税の返礼品確認システム <総務省自治税務局市町村税課>	・試行運用システムを利用した自治体からのアンケート結果や事業者へのヒアリング等を踏まえ、必要となる機能の整理を行うとともに、 自治体全体の負担軽減効果が調達・運用に係る概算コストを上回ることを確認。 ・この確認結果を踏まえ、調達仕様の確定等を行う予定。	・令和8年度は、システム開発を実施し、運用テストを経て、第4四半期から運用を開始する予定。なお、システム開発にあたっては、画面設計やユーザーベリティ等について、必要に応じて自治体等へのヒアリングを行い、運用テスト開始時には、自治体等へシステムの概要等を事前に情報提供することを検討する予定。
⑦	国家資格等情報連携・活用システムの利用拡大 <デジタル庁国民向けサービスグループ、内閣府地方分権改革推進室、国家資格を所管する府省庁>	<p>(1) 都道府県が資格管理者となる資格等 ・No.1～4：都道府県とシステム利用に向けた仕様確認や課題の棚卸を実施。No.1～3は、令和8年度から利用開始を希望する都道府県と具体的な調整を行う予定。No.4は一部の職種において一斉利用開始の予定。</p> <p>(2) 経由事務の廃止等を検討している資格等 ・No.20～32：免許証等の交付事務について都道府県経由事務の廃止に向けた検討の結論を得る予定。 ・No.33、34：令和7年12月より、登録申請等及び免許証等の交付について、都道府県経由事務を廃止した上で、システム利用が開始。</p> <p>(3) その他資格等 ※共通化推進方針において上記(1) (2)に含まれていないもの ・No.55、65、68：オンライン申請の場合には都道府県を経由せず、国から直接免許証等を交付することになった。 ・計量士：登録申請等に係る手続に関し、システムを活用したオンライン化の可否を検討するとともに、都道府県経由事務の廃止について検討の結論を得る予定。</p> <p>(4) 本システムの利用に係る支援策 ・資格保有者及び資格管理者における本システムの利用メリット発現のために必要となる制度的対応等の調査検討の結果は、令和7年度中に取りまとめ予定。 ・自治体に向けガイドラインを改定。</p>	<p>(1) 都道府県が資格管理者となる資格等 No.1～3：一部の都道府県で、スケジュールを見直して令和8年度から利用開始の予定。 ・No.5～15、18、19：令和8年度に、都道府県とシステム利用に向けた仕様確認や課題の棚卸を行う予定。一部の都道府県において令和8年度に利用開始の予定。</p> <p>(2) 経由事務の廃止等を検討している資格等 ・No.20～32：免許証等の申請等に係る手続について令和11年度までに都道府県経由事務の廃止に向けた検討の結論を得る予定。 ・No.33、34：検定の受検申込みについて、時期は未定であるもののシステムの利用開始に合わせて、都道府県経由事務を廃止する予定。</p> <p>(3) その他資格等 —</p> <p>(4) 本システムの利用に係る支援策 ・共通化推進方針において令和7年度中に実施予定としていた「都道府県の利用拡大に向けたモデルケースの創出」については、令和7年度中に都道府県へのヒアリングを実施予定であるものの、令和8年度に取り組む予定。</p>

※共通化推進方針作成時点（令和7年3月）では明らかになっていた取組の方向性や当初方針からの主な変更点（スケジュール等）については赤字で記載。

※事務局による進捗報告内容の要約資料であり、正確な進捗状況の確認には、各制度所管府省庁作成の元の進捗報告（資料1-2）の参照が必要。

把握した進捗状況の概要

	共通化対象	令和7年度の取組（予定含む）	令和8年度以降の取組予定
⑧	経由調査の一斉調査システムの利用拡大等 ＜内閣官房行政改革・効率化推進事務局、調査を所管する府省庁、総務省自治行政局地域情報化企画室＞	<ul style="list-style-type: none"> 府省庁及び自治体を対象に、本システムの利用方法や追加機能に関する説明会を実施するとともに、府省庁に対して通知を発出し、本システムの積極的な利用に向けた検討を依頼。なお、調査等リスト（※）に掲載されている調査等のうち本システムを利用した調査は、令和7年4月1日現在で27件であることを確認。 <p>※国が実施する調査等を改善するために内閣官房行政改革・効率化推進事務局が定期的に更新しているもの</p> <ul style="list-style-type: none"> 本システムの更なる改修については、府省庁や自治体から隨時寄せられている意見や分権提案で寄せられた意見などを踏まえ、ベンダを交え検討中。 分権提案の対応方針に基づき、25件の調査等が、本システム上で行われることになり、そのうち16件は都道府県の経由を要しないこととなった。このほか5件は経由調査の見直しや事務負担軽減に資する措置について検討の結論を得ることとなった。 	<ul style="list-style-type: none"> 定期的に、本システムの利用状況を調査等リストを活用して確認するとともに、各府省庁の本システムの利用検討を依頼などを行う。 必要なシステム改修が行えるよう所要の取組を進める。 現時点では、本システムの利用に適さず、共通化候補とすることが適当な経由調査は確認されていないものの、引き続き検討を継続する。
⑨	事業者・自治体間の障害福祉関係手続きに関するシステム （事業所台帳管理システムを含む。） ＜厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課・障害福祉課＞	<ul style="list-style-type: none"> 自治体・ベンダ等を対象としたアンケート・ヒアリングを実施し、検討会にて協議した結果、本システムはフェーズ1と2に分けて（※）リリースすることになった。本方針に沿って、フェーズ1の調達仕様書（案）等を作成。 <p>※令和8年度に電子申請届出機能と業務管理体制データ管理機能を具備したシステムを、令和9年度に事業所台帳管理システム機能をリリース予定</p> <ul style="list-style-type: none"> 自治体・ベンダ等への意見招請を経て、フェーズ1の調達仕様書を修正の上、調達準備を進める。なお、業務・データの標準化については、アンケート・ヒアリング結果を踏まえ、運用・業務フローのパターンを分析し、複数パターンに対応可能な仕様となるよう要件を設定した。 共通化推進方針3（1）オに掲載している5件の自治体意見に対する対応の可否を含めた検討状況については「地域生活支援事業所の申請・登録は現行要件の対象とする予定」、「社会福祉施設等に対する指導検査業務システムとの連携・調整を要する」など一定の見解が示された。 	<ul style="list-style-type: none"> フェーズ1のシステムは、令和8年7月から開発を行い、令和9年3月にリリースする。 フェーズ2の機能追加は、フェーズ1同様の手順で、令和8年度に調達仕様書等を作成し、調達準備を進め、令和9年4月から開発を行い令和10年1月にリリースする。リリース後、先行自治体において事業所台帳管理システムのデータを移行する。なお、一般市区町村が指定権者である特定相談支援・障害児相談支援・地域生活支援の台帳情報との連携については、将来的な検討項目となった。 本システムへの移行は、都道府県単位で管内市町村とともに移行を進めることとし、マニュアル、相談窓口、説明会等により丁寧に対応する予定。 自治体からの利用料徴収については、令和8年度上半期を目途に検討を進める。

※共通化推進方針作成時点（令和7年3月）では明らかになっていた取組の方向性や当初方針からの主な変更点（スケジュール等）については赤字で記載。

※事務局による進捗報告内容の要約資料であり、正確な進捗状況の確認には、各制度所管府省庁作成の元の進捗報告（資料1-2）の参照が必要。

把握した進捗状況の概要

	共通化対象	令和7年度の取組（予定含む）	令和8年度以降の取組予定
⑩	重層的支援体制整備事業における相談記録プラットフォーム <厚生労働省社会・援護局地域福祉課地域共生社会推進室>	<ul style="list-style-type: none"> モデル自治体において、検証の観点の整理や、検証に用いる模擬事例の作成を行った上で、令和6年度に作成したプロトタイプを用いて「プロトタイプ実証検証①」を行う予定。また、AIを活用した人材育成支援策の検討を進めている。 厚生労働省では、包括的な支援体制の整備の促進に向けて、各種制度の見直しを検討中。 	<ul style="list-style-type: none"> 「プロトタイプ実証検証①」の結果に応じて、「プロトタイプ実証検証②（モデル自治体以外）」に係る必要な対応を検討する予定。 検証結果や各種制度の見直し結果を踏まえて精査し、共通化すべき項目の精査や帳票等の整理を進める。 検証結果を用いて、共通化を進めるための調整コスト分析やトータルコスト分析、最小化方策の検討、既存システムとの機能及び費用比較等を行う予定。
⑪	自治体が保有する行政データの匿名加工・統計データ化システム <総務省自治行政局行政経営支援室>	<ul style="list-style-type: none"> モデル事業の採択団体において、複数自治体が利用できる匿名加工等の処理システムを開発し、運用テストを実施した。また、総務省において、自治体に参考として示すデータの分析・利活用の好事例の候補を選定した。候補団体への聞き取りを実施の上、事例集を作成し、年度内に公表する。 自治体が国の調査様式を作成する際の効率化に関する調査研究では、住民基本台帳関係年報を題材に、様式作成作業を効率化するマクロツール（※）を開発した。令和8年1月に実施する年報調査の照会から本ツールを活用し、効率化の効果を実証する予定。 <p>※市区町村のシステムから出力される人口データを総務省様式に自動集計するもの</p>	<ul style="list-style-type: none"> 令和8年度上半期を目途に、総務省において、モデル事業で得られた、共通化による導入・運用経費の削減等の効果や匿名加工等に関する留意点について、フロントヤード改革推進手順書の中で整理し、公表する予定。

※共通化推進方針作成時点（令和7年3月）では明らかになつていなかつた取組の方向性や当初方針からの主な変更点（スケジュール等）については赤字で記載。

※事務局による進捗報告内容の要約資料であり、正確な進捗状況の確認には、各制度所管府省庁作成の元の進捗報告（資料1-2）の参照が必要。

参考

- 国・地方デジタル共通基盤の整備・運用に関する基本方針案を踏まえると、一般的には、下図のスケジュールが想定されるが、共通化の対象候補となる業務・システムの性質に応じて、スケジュールは異なってくることに留意する必要がある。

